

広島県手数料条例及び広島県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年十月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第三十三号

広島県手数料条例及び広島県都市公園条例の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表(第二条関係)		別表(第二条関係)					
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
旅館業法(昭和三十二年法律第三十八号)	旅館業(略)	(略)	(略)	旅館業法(昭和三十二年法律第三十八号)	旅館業(略)	(略)	(略)
和二十三年法	法第三條の三第一項又は第三條の四第一項			和二十三年法	法第三條の三第一項又は第三條の四第一項		
律第三百八十八号	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に對する審査			律第三百八十八号	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請に對する審査		
項において「と				項において「と			
い」と				い」と			
う。				う。			

(広島県都市公園条例の一部改正)

第二条 広島県都市公園条例(昭和五十五年広島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第二(第十七条関係) びんご運動公園				別表第二(第十七条関係) びんご運動公園			
一 (略)				一 (略)			
二 球技場の利用料金				二 球技場の利用料金			
区	分	単位	利用料金の範囲	区	分	単位	利用料金の範囲

三一九 備考 一―五 (略)	専用 使用 場の 場合														
	入場料 有料の 場合					入場料 無料の 場合					入場料 有料の 場合				
	アマ	チュ	アス	ポ	ツ	外に 使用 する場合	アマ	チュ	アス	ポ	ツ	外に 使用 する場合	アマ	チュ	アス
	一時間 につき	半日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一時間 につき	半日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一時間 につき	半日に つき	一日に つき
	一一、 八〇〇円以内	三五、 五〇〇円以内	五九、 〇〇〇円以内	一四、 五〇〇円以内	二四、 五〇〇円以内	二二、 八〇〇円以内	二二、 五〇〇円以内	七、 一〇〇円以内	一一、 八〇〇円以内	七〇、 七〇〇円以内	一一七、 八〇〇円以内	二二、 八〇〇円以内	七〇、 七〇〇円以内	二二、 八〇〇円以内	三五、 五〇〇円以内

六 球技場を区分してその二分の一又は六分の一の面を使用する場合の利用料金の範囲は、当該区分の利用料金の範囲の上限額にそれぞれ二分の一又は六分の一を乗じて得た額以内とする。

三一九 備考 一―五 (略)	専用 使用 場の 場合														
	入場料 有料の 場合					入場料 無料の 場合					入場料 有料の 場合				
	アマ	チュ	アス	ポ	ツ	外に 使用 する場合	アマ	チュ	アス	ポ	ツ	外に 使用 する場合	アマ	チュ	アス
	一時間 につき	半日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一時間 につき	半日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一日に つき	一時間 につき	半日に つき	一日に つき
	九、 九〇〇円以内	二九、 八〇〇円以内	四九、 五〇〇円以内	一九、 九〇〇円以内	一九、 九〇〇円以内	二、 一〇〇円以内	二、 一〇〇円以内	六、 〇〇〇円以内	九、 九〇〇円以内	五九、 四〇〇円以内	九八、 九〇〇円以内	二、 一〇〇円以内	五九、 四〇〇円以内	一九、 九〇〇円以内	二九、 八〇〇円以内

六 (略)

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）附則第一条に規定する政令で定める日

- 二 第二条の規定 令和六年四月一日